

蜜蜂飼育変更届

年 月 日

(宛先)

滋賀県 農業農村振興事務所長

住所

電話番号

氏名または名称および代表者の氏名

先に届けました蜜蜂飼育計画を下記のとおり変更しましたので養蜂振興法第 3 条第 3 項の規定により届け出ます。

記

年蜜蜂飼育計画

飼 育 場 所	飼 育 予 定 最 大 計 画 蜂 群 数	飼 育 期 間
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで

注 1 養蜂振興法第 8 条第 1 項において、県は、蜂群配置の適正および防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講ずるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者との配置調整等が必要となる場合がある。この蜜蜂飼育変更届の提出後、同条第 2 項の規定に基づき、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると県が認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等の把握に関し、県から必要な協力を求められることがある。

2 電話番号は、常時連絡をとることができる番号とすること。

3 飼育場所の欄には、巣箱の配置場所を確認することができる情報（土地の地番ならびに必要に応じ緯度および経度）を記入すること。

4 飼育計画は 1 月 1 日から 12 月 31 日までについて記入すること。

5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。